

タイトル	釧路町の自治・行政区域の歴史的変遷の概観 - 地域の歴史を地域づくりに活かす試みとして -
著者	西村, 宣彦; NISHIMURA, Nobuhiko
引用	開発論集(116): 217-233
発行日	2025-09-30

釧路町の自治・行政区域の歴史的変遷の概観

—— 地域の歴史を地域づくりに活かす試みとして ——

西 村 宣 彦*

1. はじめに

どの地域にも過去があり、歴史があるが、今その地で生きている人が、地域の歴史を意識したり、生き生きと感ずることは多くないかもしれない。過去の出来事や過去の人々の足跡・事績の多くは、時間の経過とともに忘れ去られ、人々の記憶とともに消えていく。とはいえ、地域を形づくっている自然、景観、インフラ、施設、制度、文化、地名などは、いずれも過去の人々の営みを通じて形成され、継承され、変化を遂げてきたものである。

その過程を伝える歴史は、それが伝わっている限り、他のどの地域の歴史とも異なる固有価値を持った地域資源である。それらは目に見えない無形の地域遺産であるが、住民や自治体職員らが地域の未来を構想したり、地域づくりや地域振興に取り組む際に、アイデアの種を与えることがあるほか、住民らが地域のアイデンティティを認識し、地域への愛着や誇りを育むことで、地域づくりに主体的に取り組むエネルギー源にもなりうる。とりわけ地域外から資本・人・技術・知識を全面的に移植する「外来型開発」ではなく、住民が主体となって地域資源を活かす「内発的發展」を目指す場合、地域固有の歴史とそのストーリーは有望な地域資源の一つと考えられる¹。

地域の歴史を伝える資料には、各自治体が研究者や郷土史家の協力を得て編纂・発行する「自治体史」がある²。そこには1次資料や2次資料に基づく膨大な情報が、分野毎に整理されて記述されている。もっともそれらの多くは数百頁に及ぶ大部であり、実際に手にとって、読んで活用するのは、多くの人にとって容易なことではない。近年は自治体史のデジタルアーカイブをネットで公開したり³、紙の書籍ではなく電子書籍として自治体史を無償で公開する

* (にしむら のぶひこ) 北海学園大学開発研究所研究員、北海学園大学経済学部教授

¹ 固有価値や内発的發展については、池上惇（1991）、川田侃・鶴見和子（1989）、宮本憲一（1990）などを参照。

² 自治体史以外にも、自治体内の地区の歴史をまとめた「集落史」や、農協、漁協、地域の企業、労働組合、学校等の周年史なども、地域の歴史を伝える重要な資料である。

³ 自治体史のデジタルアーカイブをネットで公開している例として、函館市などが1973～1998年に発行した『函館市史』（一部除く）、札幌市が1989～2008年に発行した『新札幌市史』（1～8巻）などがある。また釧路市は『新釧路市史』（1972-74年）のネットでの公開は行っていないが、「釧路新書」として出版されている釧路市史釧路市史編さん事務局（1989）、佐藤尚（1982, 1983）の

自治体も増えてきており⁴、デジタル技術の発展に伴い、自治体史を活用しやすい環境が新たに生まれてきている。とはいえ、自治体の予算や人材・人手の不足もあり、急速に広がっているとは言えない。

また地域の歴史を伝える子ども向けの教材としては、ほとんどの自治体が独自の社会科副読本を制作して、学校で配布しており、近年はデジタル版をネットで公開している自治体も少なくない。しかしその多くは小学3-4年生向けであり、大人の読者がじっくり味わって読むにはやや物足りない。小学生向けより深い内容を記述した、中学生向けの社会科副読本を制作・配布する自治体もあるが、限られている⁵。このように、自治体史などに記述された地域の歴史の多くは、十分に活用される機会がないまま、埋もれたままになっていると言わざるを得ない。

本稿はそうした問題意識に立って、地域の歴史を地域づくりに活かしやすくするという趣旨で、北海道釧路町を対象に、地域の歴史をコンパクトにまとめて叙述することを試みたものである。これを行った経緯としては、同町と北海学園大学が2019年に包括連携協定を締結し、「地域政策研究ユニット」が設置されたのがきっかけである。著者は同ユニットのメンバーとして、釧路町の少し複雑な自治・行政区域の変遷過程を整理し、概観しやすいようにまとめる役割を担うことになった。本稿はその成果をまとめたものである。

釧路町は、「釧路」という同じ名を持つ釧路市に隣接し、それぞれが分離と合併の歴史を重ねながら、今に至っている。釧路町は釧路市と一体不可分の歴史を持っているが、その一方で独自の歴史を持っている（図1）。そうした流れや絡み合いを紐解き、整理することは、釧路町の今後の地域づくりにも役立つのではないかと考えられる。

本稿の記述は、古い時代のものは『釧路町史』（1990年）を中心とした2次資料に全面的に依拠している。比較的最近の「平成の大合併」に係わる記述は、釧路町への訪問調査でのヒアリングや1次資料も参照した。筆者は歴史研究者でも郷土史家でもなく、釧路地域の土地勘もあるとは言えず、事実誤認やミスリードな記述が含まれている可能性がある。その責はすべて筆者にあるが、上述のような意図を持って地域の歴史を叙述し、地域づくりへの活用可能性を探る試みとして、その意義や課題を考察する材料として提示するものである。

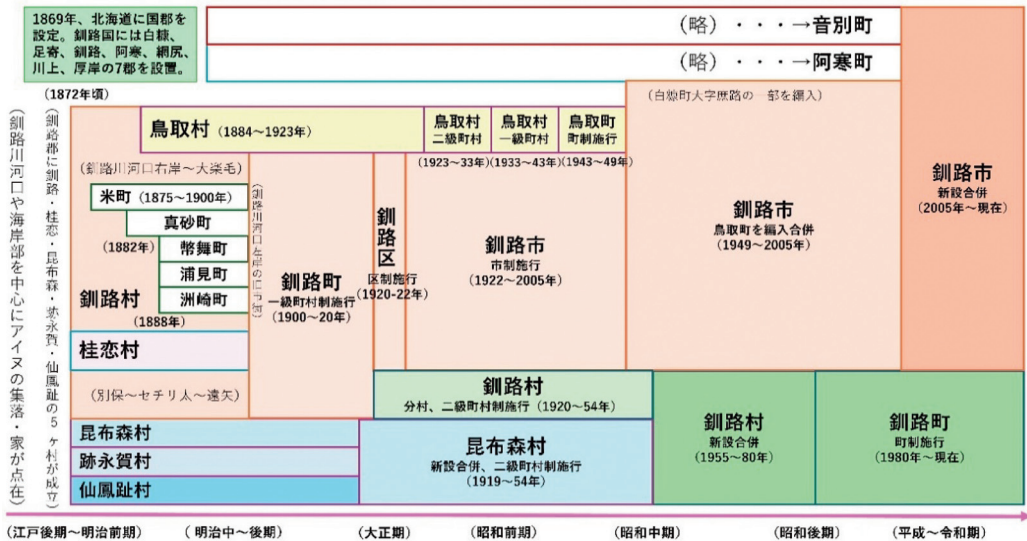
本稿の構成は以下の通りである。2節では前史として江戸時代の釧路地域を見る。この時代の釧路は和人の常住人口は多くなかったが、17世紀中頃から商場が設置され、アイヌと和人の交易が行われた。18世紀後半には釧路地域でも場所請負制が導入され、海岸部では昆布生

全文が、民間サイトで公開されている。（2025年7月時点）

⁴ 東川町の『東川町史 第3巻』（2019年）は電子版のみ、千歳市の『新千歳市史 通史編 上・下』（2010、2019年）は紙の書籍版（有料）と電子版（無料）の両方で出版している。

⁵ 佐世保市は歴史に特化した副読本『ふるさと歴史巡り』（2008年）を作成・配布し、小学4年生を対象としながらも、大人が読むに耐える内容で、ネットでも公開している。佐賀県も中学生向けの郷土学習資料『佐賀巡り』（第5版、2023年）をネットで公開している。

図1 釧路町及び釧路市の自治・行政区域の歴史の変遷



(出典：本稿の記述を基に筆者が作成)

産が広がった。釧路と厚岸に挟まれた現・釧路町（旧・昆布森村）の海岸部には、番屋やアイヌ小屋が点在し、当時使われていた地名の多くが現在の地名の元になっている。

3節は幕末～明治前期の釧路地域である。開国，明治維新を経て，国制が大きく変わる中，日本と北海道の地方制度も目まぐるしく変わった。1872（明治5）年頃には，釧路郡に現在の釧路市域と釧路町域を含む釧路村と桂恋村，昆布森村，跡永賀村，仙鳳趾村の5ヶ村が成立した。役場はまだ各村に設置される段階になく，複数の町や村を管轄する郡役所や戸長役場が開設された。

4節は明治中期～昭和前期の釧路地域である。この時期には近代的な地方制度が確立し，北海道でも内地より少し遅れて実施された。釧路は厚岸に代わる道東の中心都市に発展し，1900（明治33）年に一級町村の釧路町に，1920（大正9）年には釧路区となった。この区制施行にあたり，釧路区から切り離されて誕生したのが，現・釧路町のルーツとなる二級町村の釧路村である。この釧路村の誕生は，前年の昆布森村・跡永賀村・仙鳳趾村の3村合併による二級町村の昆布森村の誕生とともに，現・釧路町の歴史の大きな画期となった。

5節は昭和中・後期の釧路町域である。戦後の「昭和の大合併」では，釧路村と昆布森村が合併し，現在の釧路町域の釧路村となった。その後人口が増加し，1980年に町制を施行して釧路町となった。6節は「平成の大合併」の顛末に触れる。釧路町は当初，釧路市などとの合併を検討したが，最終的に自立の道を選択し，現在に至る。7節は小括として，地域の歴史の叙述を試みることの意義や意味を検討する。

2. 前史としての江戸時代の釧路地域

1643（寛永20）年8月、オランダ東インド会社所属のフリース船長率いる探検船カストリウム号が厚岸湾に来航した。オランダ東インド総督の命を受けて、同年3月にバタヴィア（ジャカルタ）を出航した同船は、金銀島を探索するため、日本北方の蝦夷地、千島列島、樺太を探検し、その後、厚岸湾に寄港し、同地に2週間ほど滞在した。同船は記録の残るものとしては、初めて蝦夷地に来航した外国船だという⁶。

同船の記録『1643年日本東北部におけるフリースの旅行記』には、厚岸のアイヌとの交流の記録とともに、他のアイヌ勢力としてコンツリ（昆布森）が登場し、これが文献に記された釧路町の地名の初出とされる⁷。釧路は、同書では他のアイヌ勢力のグルリンとして登場するが、翌1644（正保元）年に幕府が製作した『正保日本図』には「クスリ」と表記され、江戸時代を通してクスリ（漢字表記は久寿里、久須利、久摺など）の名が定着していた⁸。

フリースの記録では、アッケシ（厚岸）、コンツリ（昆布森）、グルリン（釧路）のアイヌと、シラルカ（白糠）、マツナイ（厚内）、トカプチ（十勝）のアイヌは対立関係にあり、釧路と白糠の境で生活圏も分かれていた⁹。天然の良港に恵まれた厚岸には、松前藩主が交易船を送る直領の商場（あきないば）が開かれ、蝦夷地東部の交易の中心として賑わった。厚岸には、釧路のほか、霧多布、納沙布、国後、択捉などの広い地域からアイヌが来訪し、干鮭・熊・海獣皮（軽物）・鷹羽などの蝦夷地の産品と、本州産の食品や生活用品の取引が行われた¹⁰。

当時の釧路にはまだ商場は開設されておらず、釧路のアイヌは厚岸に行って交易を行っていた。釧路の商場がいつ頃成立したかははっきりしないが、1669（寛文9）年のシャクシャインの戦いに加わった津軽藩士の手で作成された『松前之図』には、白糠とともに釧路の商場に関する記述があるとのことで、遅くともこの時期までには、釧路にも商場が開設されたと見られる¹¹。『松前之図』によると、釧路の商場は当初、松前藩の家臣の前田九郎左衛門の知行地で、白糠・釧路に交易船を送ったところ、アイヌの蜂起に巻き込まれたという¹²。17世紀末の元禄期には、釧路の商場は厚岸などとともに松前藩の直領となったが、18世紀に入ると、他の商場と同様に、商人が商場の運営を実質的に担う場所請負制に移行していった¹³。

⁶ 釧路市史編さん事務局編（1989）14-15頁、北構保男（1983）20頁

⁷ 釧路町史編集委員会（1990）115頁

⁸ 釧路町史編集委員会（1990）115-118頁、釧路市史編さん事務局編（1989）14-15頁

⁹ 釧路町史編集委員会（1990）192頁、釧路市史編さん事務局編（1989）22-24頁

¹⁰ 釧路町史編集委員会（1990）193頁、釧路市史編さん事務局編（1989）20、29-31頁

¹¹ 釧路町史編集委員会（1990）194-195頁、釧路市史編さん事務局編（1989）26-29頁

¹² 釧路町史編集委員会（1990）196-197頁、釧路市史編さん事務局編（1989）26-27、29-31頁

¹³ 釧路町史編集委員会（1990）198-200頁。ただし1791（寛政3）年に刊行された『東蝦夷地道中記』には、クスリ場所は白糠の知行主の飛内亀右衛門の給地との記載あり。（同116頁）

時代が下って、安永～天明期（1775～1785 年頃）には、飛騨屋（武川）久兵衛という商人が釧路場所の請負人となった。飛騨屋は岐阜県下呂をルーツとし、1702（文禄 15）年に初代の久兵衛が江戸、下北半島・大畑を経て、木材業者として松前に進出した。その後、蝦夷地で広く事業を展開したが、1769（明和 6）年、3 代目の時に内紛が発生し、木材業からの撤退を余儀なくされた。

一方、飛騨屋は松前藩に多額の資金を貸し付けていた。1774（安永 3）年、松前藩への債権約 8,200 両のうち、約 2,800 両を放棄する代わりに、残り約 5,400 両の債権の引当として、絵鞆（室蘭）、厚岸、霧多布、国後の 4 場所の運上金（年 270 両×20 年＝5,400 両）を前納した形で、これらの請負人となった。その後、釧路と宗谷の場所請負人にもなり、メ粕生産などの漁業経営に力を入れるようになった¹⁴。

釧路ではこの時期に昆布生産が始まったとされる。昆布は蝦夷地に広く繁茂するが、輸送費がかかるため、18 世紀前半に採集が行われたのは、松前・函館から比較的近い地域に限られていた。しかし中国向けの俵物輸出の拡大に伴い、昆布の需要が伸び、生産地が東へ拡大していった。1785～86（天明 5～6）年には、老中の田沼意次がロシアの南下に備えるべく、蝦夷地開発を進める目的で、大規模な蝦夷地調査を実施したが、佐藤玄六郎による調査報告『蝦夷拾遺』には、昆布生産の東端として釧路の名が記されている¹⁵。

幕府はこの調査の実施と併せて、飛騨屋が請負人となっていた厚岸、霧多布、国後などの場所で、江戸と蝦夷地を直接結ぶ形でアイヌとの取引を行う「御試（おためし）取引」を、江戸商人の苦屋久兵衛を使って実施した。結果は良好だったが、1786（天明 6）年 8 月の田沼の失脚により蝦夷地調査は中止となり、蝦夷地開発計画も頓挫した。一方、御試取引の期間、飛騨屋は場所経営の休場を強いられることになり、その損失を取り戻すために、アイヌを厳しく使役し、メ粕生産などに従事させた¹⁶。

そうした状況下で、1789（寛政元）年 5 月、飛騨屋の国後場所支配人による苛烈な使役や横暴に耐えかねたアイヌが蜂起し、国後・目梨地方で 71 名の和人を殺害した（クナシリ・メナシの戦い）。松前藩はただちに藩兵を派遣し、アイヌは一戦も交えず降伏し、37 名のアイヌが処刑された。松前藩は反乱を招いた飛騨屋の責任を問い、5 つの場所（国後、霧多布、厚岸、釧路、宗谷）の請負を罷免して、奥蝦夷地の支配体制の強化を図った。飛騨屋の罷免後の釧路場所の請負人は、村山伝兵衛、大黒屋茂右衛門、大和屋吉兵衛の手に移っていった¹⁷。

アイヌの反乱後、幕府は松前藩の監督を強化するとともに、蝦夷地非開発論だった老中の松平定信が、アイヌの信頼を回復し、公正と仁徳に基づく取引の範を示すことを目的に、

¹⁴ 釧路町史編集委員会（1990）203-205 頁、釧路市史編さん事務局編（1989）43-47 頁、佐々木慎祐（2012）3-6 頁

¹⁵ 釧路町史編集委員会（1990）206-207 頁、釧路市史編さん事務局編（1989）57-60 頁

¹⁶ 釧路町史編集委員会（1990）203 頁、釧路市史編さん事務局編（1989）56-57 頁

¹⁷ 釧路町史編集委員会（1990）207-12 頁、釧路市史編さん事務局編（1989）66-69 頁

1791～92（寛政3～4）年に厚岸などで「御救（おすくい）交易」を実施し、良好な結果を得た¹⁸。

この交易に携わった幕吏が書いたとされる記録『東蝦夷地道中記』には、釧路場所の地名として、現・釧路市内のヲマフ、バトマイ（別途前）、クスリ（釧路）、ウラリマイ（浦離舞）、イテイズ、アルヅルトー、カシコロコイ（桂恋）、ベッシャフ（現・三津浦）に続いて、ビツヤマタイヅキ（又飯時）、チョロベツ、コンブムイ（昆布森）、トマチセ（十町瀬）、ポントマリ（浦雲泊）、フツイヨカ、シヨンテキ（初無敵）、ベイチヤラセ、チホマナイ（知方学）、シリバ（尻羽）、ゼンホチ（仙鳳趾）、ベツブ（別太）、モセウシ（現・便内）と、現・釧路町の海岸部の地名が多数登場し、18世紀末にはこれらの地名が存在していたことがわかる¹⁹。

この時期の蝦夷地には、1792（寛政4）年のロシアの遣日使節ラクスマン、1796～97（寛政8～9）年のイギリスのプロトン率いるプロヴィデンス号など、異国船が相次いで来航し、これを受けて幕府は、北方支配の強化とアイヌ交易の利益獲得を目的に、1799（寛政11）年に松前藩から東蝦夷地を上知して直轄地とし、場所請負制を廃止して、漁業と交易を幕府直営（直捌）とした。東蝦夷地の上知は当初、7年間限りとしていたが、1802（享和2）年に恒久化された。また1804～05（文化元～2）年のロシア全権使節レザノフとの通商交渉の決裂による緊張の高まりを受けて、1807（文化4）年に松前和人地、西蝦夷地及び樺太も、幕府の直轄地とし、松前藩は陸奥国伊達郡梁川（現・福島県伊達市）に移封された。この体制は幕府が松前藩に蝦夷地の復領を認める1821（文政4）年まで続いた²⁰。

幕府直領時代には、それまで場所請負人が拠点としていた運上屋を会所と改め、漁業経営やアイヌ交易に加えて、行政や旅宿の機能を強化し、外国船の監視や警備の役割も担った。釧路では会所や周辺の番屋・旅宿所の新築や建替が行われるとともに、陸上交通の整備も進み、釧路と斜里を結ぶ斜里山道、釧路と昆布森・仙鳳趾の番屋を結ぶ道、さらに通常は船で渡る仙鳳趾と厚岸を結ぶ道も開かれ、馬による移動が可能になった²¹。またこの時期の釧路には酒造所が設けられたほか、釧路川を少し上った床丹には会所で使う大根などの野菜畑が設けられたという²²。

陸上交通路の整備が進む中、1802（享和2）年に白糖場所が釧路場所に編入され、釧路場所の西境は十勝場所との境界の直別まで広がった。東の厚岸場所との境界もアチョロベツ（嬰寄別、昆布森の西）からモセウシ（仙鳳趾便内付近、現在の釧路・厚岸町境）に東へ移動し、現在の釧路町域全体が釧路場所の管轄となった。また当時はまだ定まっていなかった内陸部にお

¹⁸ 釧路町史編集委員会（1990）207-12 頁、釧路市史編さん事務局編（1989）63-64 頁、長沼孝他（2011）331-332 頁

¹⁹ 釧路町史編集委員会（1990）141-142 頁

²⁰ 釧路町史編集委員会（1990）213 頁、釧路市史編さん事務局編（1989）73-74 頁、長沼孝他（2011）342 頁、358-363 頁

²¹ 釧路町史編集委員会（1990）214-216 頁

²² 釧路町史編集委員会（1990）253 頁、585 頁

けるネモロ（根室）、シャリ（斜里）、トコロ（常呂）、アショロ（足寄）などの各場所との境界も、アイヌの生活圏や漁猟圏、道路の開削状況などに基づいて画定が行われた²³。

一方、蝦夷地における商場の直捌（幕府直営）は、次第に財政負担の重さや不採算性が問題視されるようになり、西蝦夷地や樺太では実施されず、東蝦夷地でも1812（文化9）年に場所請負制が復活した²⁴。釧路場所は川内屋長三郎と近江屋久十郎が高額で落札し、1812（文化9）年～1822（文政5）年まで共同請負人となったが、1822（文政5）年の入札で米屋（佐野）孫兵衛（2代目）が請負人になってからは、明治初期に至るまで歴代の米屋（佐野）が釧路の場所請負人を務め、釧路の歴史に足跡を残した²⁵。

この時代の釧路場所は、昆布、鮭、メ粕などが主要産物で、白糠～仙鳳趾にかけての海岸部には昆布漁場が広がっていた。番屋・漁小屋・蔵・アイヌ小屋などが建つ集落が点在し、生産労働に従事するアイヌなどが暮らしていた²⁶。19世紀中頃の釧路場所全体のアイヌ人口は1,300～1,400人だったとされる。1857（安政4）年の『入北記』によると、387人が住む釧路が最大の集落で、次いで白糠（295人）、網尻（196人）、塘路（109人）と続く。釧路～厚岸間の海岸部の集落では仙鳳趾の46人が最も多く、他は数軒程度だったと見られる²⁷。

3. 幕末～明治前期の釧路地域

1853（嘉永6）年、アメリカのペリーが浦賀沖に現れ、開国要求を行い、翌年3月、日米和親条約が結ばれた。1855（安政2）年3月の箱館開港に先立ち、幕府は1854（嘉永7）年6月、函館奉行所を設置した。ペリー来航の1ヶ月後にはロシアのプチャーチンが長崎に来航し、開国と北方域の国境画定を求めた。翌年12月に日露和親条約が締結され、箱館はロシアにも開かれることになったが、日ロ国境については樺太を巡り、両国の主張が相容れず、雑居地となった²⁸。ロシアの樺太進出に危機感を持った幕府は同年、蝦夷地全域を再直轄地化し、松前、仙台、秋田、津軽、南部の5藩に、樺太＝北蝦夷地を含む蝦夷地の警備を命じた。さらに1859（安政6）年には会津藩、庄内藩を加えた7藩に蝦夷地を分与し、警備と開拓を命じた。釧路は仙台藩の警備地となり、厚岸に置かれた陣屋の出先となる勤番所が置かれた²⁹。

1867（慶応3）年10月の大政奉還、1868（慶応4）年1月の王政復古の号令を経て、明治

²³ 釧路町史編集委員会（1990）217-222頁、244-246頁

²⁴ 長沼孝他（2011）350-356頁

²⁵ 釧路町史編集委員会（1990）258-267頁。同書265頁の掲載資料には、1805（文化2）年に米屋孫兵衛（初代）が釧路場所の請負人とあるが、詳細不明。

²⁶ 釧路町史編集委員会（1990）268-273頁

²⁷ 釧路町史編集委員会（1990）286-288頁

²⁸ 釧路町史編集委員会（1990）278-280頁、長沼孝他（2011）434-438頁

²⁹ 釧路町史編集委員会（1990）282-284頁。284頁に「1860（万延元）年に蝦夷地分領支配が行われ、釧路は幕府の直轄地となった」と記述あるが、詳細不明。

政府は同年4月、蝦夷地を統轄する行政機関として、箱館奉行所に代えて箱館裁判所を設置し、翌月、箱館府に改称した³⁰。箱館府は1868（明治元）年10月に勃発した箱館戦争の戦火に巻き込まれ、終戦後の1869（明治2）年7月、箱館府から箱館県に改称された³¹。

明治政府は1869（明治2）年7月、蝦夷地開拓を担う官庁として開拓使を設置した。また蝦夷開拓御用掛に任ぜられた松浦武四郎は、蝦夷地の道名及び国郡名の諮問を受け、松浦の提出した案に基づき、8月の太政官布告で蝦夷地は北海道に改称され、11カ国86郡を画定した³²。松浦案では当初、釧路国には8郡（白糠、足寄、久摺、善報、阿寒、網尻、川上、厚岸）を置き、大楽毛～昆布森を久摺郡、昆布森～仙鳳趾を善報郡とする提案を行ったが、最終的に両郡を併せて釧路郡とし、計7郡を設置することとなり、仙鳳趾については厚岸郡に編入された³³。

開拓使は当初、東京で発足したが、同年9月に開拓使首脳と職員が箱館に移り、箱館県を廃止して開拓使出張所が設置された。その後、開拓使の本庁は、1870（明治3）年閏10月に東京から函館に移され、1871（明治4）年5月に函館から札幌に移されたが³⁴、この時期の開拓使にはまだ全道を統轄する人的・財政的能力はなく、函館、札幌、根室、樺太などの限られた地域を直接統治し、それ以外の地域は開拓を志願する藩・寺・士族などに分与する分領支配制が採用された³⁵。釧路国の厚岸、釧路、川上の3郡は佐賀藩領となり、この体制が1871（明治4）年8月の廃藩置県まで続いた³⁶。

開拓使は1869（明治2）年9月に場所請負制を廃止したが、請負人らの強い抵抗を受けて、名称を漁場持（ぎょばもち）に変えて旧来の権益を認めた。その代わり、漁場持はアイヌや和人出稼ぎ者を使役した漁場経営だけでなく、行政的役割を担うことが求められ、また自営漁民の育成・定着を図るために移民の召募を行うことが求められた。

釧路の漁場持の佐野（米屋）孫右衛門（4代目）は、佐賀藩の要請に応じて、1870（明治3）年5月、174戸637人の移民を釧路、昆布森、仙鳳趾に移住させたとされる³⁷。しかし1870～71（明治3～4）年の釧路国沿岸では流水害が発生し、昆布漁をはじめとした漁業は不振を極め、佐野は多額の負債を抱えて経営破たんし、釧路の漁場持を辞して函館に退去した。佐野の退去後は、佐賀藩が漁場経営や移住漁民の救済にあたったが、漁民の生活は困窮を極めた³⁸。

³⁰ 釧路町史編集委員会（1990）309-313頁、関秀志他（2011）28頁、恵山町史編集室（2007）246頁

³¹ 函館市史編さん室（1990）84-87頁。箱館裁判所、箱館府、函館県の名称や取り扱いは当時もかなり混乱していたようである。

³² 関秀志他（2011）32-36頁

³³ 釧路町史編集委員会（1990）317-318頁

³⁴ 函館市史編さん室（1990）117頁。関秀志他（2011）32-33頁

³⁵ 関秀志他（2011）38頁

³⁶ 釧路町史編集委員会（1990）319-321頁

³⁷ 釧路町史編集委員会（1990）321-322頁。移住者数は安政期以降の移住民を含んだ数字で、高増しされている可能性があるという。

³⁸ 釧路町史編集委員会（1990）327頁、佐藤尚（1982）65-67頁

移民の受け入れについては、佐賀藩自身も1871（明治4）年7月に、藩船を仕立てて286名の農工移民を釧路国に運び、厚岸、釧路、浜中の開拓を目指した³⁹。しかし移民団が厚岸に着く前に廃藩置県が実施され、佐賀藩は廃止されて伊万里県となり、翌月には分領支配制も廃止となった。旧・佐賀藩の移民は寒冷と濃霧で開拓の成果を上げられないまま、心の拠り所も失い、札幌などに移住していった⁴⁰。

分領支配制の廃止後は、開拓使が北海道全域を統轄することとなり、釧路国は根室出張開拓使庁の管轄となったが、予算や人員が不足する中で、引き続き地域の行政任務を、漁場持等の有力者に委ねようとした。釧路と白糠は、漁場持だった佐野が外国商人への負債を抱えて函館に退去していたが、近隣地域の漁場持も固辞して引き受けなかったため、1872（明治5）年2月、開拓使は外国人からの借財禁止などを条件に、佐野を釧路の漁場持に再起用した⁴¹。

佐野は漁場持に復帰するとともに、1871（明治4）年4月に制定された戸籍法に基づく戸長制度の下、釧路郡と白糠郡の戸長に任命され、戸籍作成などの行政事務を担った⁴²。佐野は1876（明治9）年、漁場持制が廃止される前に漁場経営から撤退し、川湯（現・弟子屈町）の跡佐登での硫黄採掘事業に転じた。一方、釧路の漁場経営は佐賀藩人の武富善吉らが設立した広業商会に引き継がれることになった⁴³。

1872（明治5）年8月、開拓使は札幌本庁及び5つの支庁（函館・根室・浦河・宗谷・樺太）に再編され、釧路郡は根室支庁の管轄となった。この時期、郡の下に行政区画として村が定められることになり、釧路郡には釧路村、桂恋村、昆布森村、跡永賀村、仙鳳趾村の5つの村が置かれた⁴⁴。このうち釧路村は、釧路川河口の左岸地域の7つの集落、碇（イカリ）、幣舞（ヌサマイ）、浦離舞（ウラリマイ）、苧足糸（オダイト）、鬼呼（オニップ）、寄人（イヨロト）、春採（ハルトル）を併せて称したとされるが、当時の村境ははっきりわかっていない⁴⁵。1875（明治8）年には釧路村の中心市街地に、佐野の屋号「米屋」にちなんだ米町（こめまち）が設置され、釧路郡は1町5村となった⁴⁶。

1872（明治5）年、戸籍法に基づく区制を再編した、大区小区制が全国で導入された。北海道でもやや遅れて導入され、1876（明治9）年には全道統一の北海道大小区画として、30大区、166小区が設置され、釧路国は「24大区」、釧路郡の1町5村は「2小区」となった⁴⁷。しかし大区小区制は短命に終わり、1878（明治11）年に郡区町村編制法が制定され、開拓使

³⁹ 釧路町史編集委員会（1990）323-324頁

⁴⁰ 釧路町史編集委員会（1990）327-329頁、佐藤尚（1982）41-54頁

⁴¹ 釧路町史編集委員会（1990）330-331頁、佐藤尚（1982）68-70頁

⁴² 釧路町史編集委員会（1990）335-336頁

⁴³ 釧路町史編集委員会（1990）333-335頁、佐藤尚（1982）71-75頁

⁴⁴ 釧路町史編集委員会（1990）337頁

⁴⁵ 佐藤尚（1982）78-79頁、釧路市地域史研究会・釧路市地域史料室（2006）31頁

⁴⁶ 佐藤尚（1982）78-79頁

⁴⁷ 釧路町史編集委員会（1990）338-339頁

は1879（明治12）年に全道の大区小区を廃止して、2区88郡826町村を設置し、翌1880（明治13）年に2区役所、19郡役所、136戸長役場を開庁した。釧路郡は厚岸郡に開庁した厚岸郡外5郡役所の管轄となり、また釧路郡内には米町、釧路村、桂恋村を管轄する釧路戸長役場と、昆布森村、跡永賀村、仙鳳趾村を管轄する昆布森外2ヶ村戸長役場が設置された⁴⁸。

開拓使は、1870（明治3）年10月の開拓次官・黒田清隆の建議に沿って、1872（明治5）年から総額1,000万円という予算計画（開拓使10年計画）を遂行し、北海道開拓を推進したが、計画が満了する1882（明治15）年2月で廃止となり、札幌県、函館県、根室県の3県が設置された⁴⁹。釧路国は根室県の管轄となったが、根室県は県内の各郡役所の管轄区域が広すぎるとして、釧路郡役所の設置等を国に要望し、1884（明治17）年9月に厚岸郡役所米町出張所が開設され、これに伴って釧路戸長役場は廃止された。

同年10月、米町出張所は釧路出張所に改称し、米町、真砂町（1882（明治15）年に米町から分離）、釧路村、桂恋村、鳥取村（1884（明治17）年に釧路村から分離）の釧路郡2町3村のほか、白糠郡、川上郡、阿寒郡、足寄郡の4郡の各村も管轄した。昆布森村、跡永賀村、仙鳳趾村の3村は昆布森外2ヶ村戸長役場の管轄のままで、釧路出張所の管轄外だったが、1885（明治18）年5月に釧路出張所に代えて釧路外四郡役所が設置されると、これらの3村も釧路郡役所の管轄に編入された⁵⁰。

4. 明治中期～昭和前期の釧路地域

1886（明治19）年1月、不協和や非効率が目立った3県及び農商務省北海道事業管理局の「3県1局」体制を廃止し、全道を統轄する北海道庁を札幌に設置した。当初は函館と根室に支庁を設置したが、同年12月に廃止し、北海道庁と全道の郡区長を直結させて行政の統一と効率化を図った⁵¹。この時期には釧路郡役所の管轄区域がたびたび変わり、最大時には釧路郡外十二郡役所として、釧路国のほか十勝国の各郡も管轄したが、1897（明治30）10月に全道の郡役所を廃止して、これに代えて19の支庁を設置した。釧路郡役所も廃止され、釧路国6郡と7カ所の戸長役場（湾月町、白糠村、鳥取村、昆布森村、熊牛村、大田村、霧多布村）を管轄する釧路支庁が真砂町に設置された⁵²。

1888（明治21）年7月には釧路村の市街の発展を受けて、同村の一部を割いて洲崎町、浦見町、幣舞町を新たに設置した⁵³。同年4月に市制・町村制が公布されたが、北海道では時期

⁴⁸ 釧路町史編集委員会（1990）339-341頁

⁴⁹ 釧路町史編集委員会（1990）343-344頁、関秀志他（2011）39-40頁

⁵⁰ 釧路町史編集委員会（1990）343-349頁

⁵¹ 釧路町史編集委員会（1990）350-353頁、関秀志他（2011）96-98頁

⁵² 釧路町史編集委員会（1990）356頁

⁵³ 佐藤尚（1982）114頁

尚早と施行が見送られ、旧法（郡区町村編制法）に基づく区町村が継続した。1897（明治30）年5月、北海道独自の自治制度として北海道区制、北海道一級町村制、北海道二級町村制が公布され、それぞれ1899（明治32）年10月、1900（明治33）年7月、1902（明治35）年4月の改正を経て施行された⁵⁴。

この新制度の下で1899（明治32）年に札幌区、函館区、小樽区が新しい区制を施行し、1900（明治33）年に釧路町、厚岸町、根室町など12町4村が一級町村制を施行した。釧路町は米町、真砂町、洲崎町、浦見町、幣舞町、釧路村、桂恋村の区域で発足し、当時の人口は10,309人に上った。1902（明治35）年には6町56村が二級町村制を施行したが、この時点では新しい区制や一・二級町村制に移行せず、旧来の戸長役場が管轄する村もまだ多数存在した。昆布森村、跡永賀村、仙鳳趾村の3村も昆布森外2ヶ村戸長役場を置いていたが、1919（大正8）年に3村が対等合併して二級町村の昆布森村となり、戸長役場を廃止した。この時の昆布森村の人口は2,017人だった⁵⁵。

1900（明治33）年に一級町村として発足した釧路町は、1909（明治42）年に人口2万人、1916（大正5）年に3万人を突破し、東北海道の行政・産業・教育の中心都市に発展した⁵⁶。石川啄木が釧路新聞記者として、短期間ながら釧路で暮らしたのもこの時期（1908（明治41）年）である。都市の発展を受けて、釧路町は1914（大正3）年の旭川、1918（大正7）年の室蘭に続いて区制施行を目指すようになり、1920（大正9）年7月、道内6番目となる区制施行が決定した。ところが区制施行に際して、純農村地域や未開地は区制に相応しくないとし、釧路町域のうち釧路市街と桂恋・大楽毛の漁村地域のみ釧路区に移行し、上別保地区などの純農村・未開地域は切り離して二級町村の釧路村を新設し、分村することになった。釧路区と釧路村が発足した時の人口は、釧路区の46,088人に対して釧路村は3,210人だった⁵⁷。

釧路村の分村は、当時においても異例で、地域の産業発展や人口増加に伴う分村ではなく、区制施行に不適当な地域を分離する「都市の論理」に基づく分村であり、また区制施行の1ヶ月ほど前まで住民に知らされず、一部の関係者だけで決めた分村だったという。最終局面で村名案を別保村から釧路村に修正し、また分村にあたっての財産分割は、100万円相当の町有財産の1割にあたる10万円（年1万円10年賦）に、役場その他開村準備金の1万円を加えた合計11万円で決着した⁵⁸。

こうして1919（大正8）年～1920（大正9）年に、現・釧路町の基となる昆布森村と釧路村が二級町村として相次いで発足し、この行政体制が戦後まで続いた⁵⁹。1922（大正11）年8

⁵⁴ 釧路町史編集委員会（1990）359-362頁、関秀志他（2011）98-100頁

⁵⁵ 釧路町史編集委員会（1990）362-363頁、関秀志他（2011）101-102頁

⁵⁶ 釧路町史編集委員会（1990）364-365頁

⁵⁷ 釧路町史編集委員会（1990）364-378頁

⁵⁸ 釧路町史編集委員会（1990）374-379頁

⁵⁹ 釧路町史編集委員会（1990）379-390頁

月には、北海道にも市制が適用されることとなり、釧路区は札幌、函館、小樽、旭川、室蘭とともに市制を施行して釧路市となった。

また釧路市の北西に隣接する鳥取村は、1884（明治17）年5月に旧鳥取藩士族の開拓移住予定地を釧路村から分村して生まれたが⁶⁰、1920（大正9）年に富士製紙の製紙工場が操業を開始して以降、急速に発展し、1923（大正12）年4月に二級町村制、1933（昭和8）年5月に一級町村制を施行した。1940（昭和15）年の国勢調査で人口1万人を突破し、1943（昭和18）年6月には町制を施行して鳥取町となったが、戦後の1949（昭和24）年10月に白糠村の一部（大字庶路村字ヲタノシケ）とともに釧路市に編入される形で合併した⁶¹。

5. 昭和中・後期の釧路町域

戦後の地方自治改革では、市町村の役割の強化が図られる一方、行財政基盤の弱い小規模町村には合併が推奨され、1953（昭和28）年10月に町村合併促進法が3年間の時限立法で施行された。いわゆる「昭和の大合併」である。この法律は新制中学校を最低1校設置・運営するために必要な規模として、概ね8千人以上を標準に合併を行うことを推奨し⁶²、1953（昭和28）年10月に9,868あった市町村数は、同法が失効した1956（昭和31）年10月に3,975、後継法の新市町村建設促進法が一部失効した1961（昭和36）年6月には3,472に減少した⁶³。

人口8千人に満たなかった釧路村と昆布森村は、1954（昭和29）年2月頃から合併問題の懇談会や説明会を盛んに実施した。同年3月、釧路国支庁は町村合併促進委員会を設置し、釧路村・昆布森村に関して、A案：釧路村と昆布森村を合併し、厚岸町の一部（上尾幌地区）と標茶町の一部（東阿歴内地区）を新村に編入、B案：釧路村と昆布森村を合併、C案：釧路村と昆布森村の一部（旧・昆布森村、旧・跡永賀村）を釧路市に編入し、昆布森村の一部（旧・仙鳳趾村）を厚岸町に編入、という3つの案を提示した。同年4月の委員会で、B案を最終答申として決定したが、同月に釧路村が設置した合併対策委員会では、釧路市との合併を望む天寧・遠矢地区を中心とした委員から、B案は住民意思を無視した答申として反対の声が上がり、意見対立が続いた⁶⁴。

7月には釧路村議会が、昆布森村との対等合併を賛成11、反対2で可決したが、釧路市との合併派はこの決定に反対し、村長・村議会のリコール運動を始めた。しかしリコールは不成立に終わり、9月に釧路村と昆布森村の合併促進協議会が設置され、新村建設計画などの協議が進められ、1955（昭和30）年1月1日をもって両村を廃止し、その区域に新しい釧路村を

⁶⁰ 高嶋弘志（2021）37-50頁

⁶¹ 釧路市地域史研究会・釧路市地域史料室（2006）31頁

⁶² 釧路町史編集委員会（1990）441-444頁

⁶³ 総務省ウェブサイト「市町村数の変遷と明治・昭和の大合併の特徴」

⁶⁴ 釧路町史編集委員会（1990）444-460頁

設置する対等合併が実現した⁶⁵。

なお昆布森村は、漁業海区の関係で釧路市や厚岸町との合併を望まず、早い段階から釧路村との対等合併を目指す方向でまともっていた。ただし旧・仙鳳趾村の内陸部のオタクパウシ地区は、農業における結びつきから厚岸町尾幌地区への編入を希望したが、境界変更には至らなかった。当時の昆布森村村長の高橋睦氏は、釧路村村長の泉重氏の実弟で、合併後の釧路村の助役に就くという「兄弟合併」だったことが、両村の円滑な合併に寄与したと言われている⁶⁶。

新しい釧路村が発足した1955（昭和30）年1月時点で、人口は8,638人（釧路村：5,805人、昆布森村：2,833人）と8千人を上回ったが、同年10月の国勢調査では7,642人と約1千人減少した⁶⁷。これは別保地区の主力の炭鉱、太平洋炭礦(株)の別保坑が、戦時下の一時休山を経て1946（昭和21）年に再開したものの、出炭量が伸びず、1949（昭和24）年に閉山となったことが影響している。同社は閉山後しばらく別保から自社の春採坑（釧路市）まで、通勤列車を走らせて坑夫らを通わせていたが、1954～55（昭和29～30）年に釧路市桜ヶ岡地区に炭鉱住宅を整備し、そちらへの転出が進んだことで人口減が進んだ⁶⁸。

この人口減も一因となって、新しい釧路村の1954（昭和29）年度決算は1千万円超の赤字となり、支払い繰延額を含めると3千万円超の負債を抱えることになった。全国的に地方財政危機が広がる中で、1955（昭和30）年12月に地方財政再建促進特別措置法が公布され、釧路村も1956（昭和31）年3月、同法に基づく財政再建団体に指定された。3千万円の財政再建債を発行し、10年で償還する財政再建計画を策定し、1年前倒しの1963（昭和38）年度に償還を終えて財政再建を完了した⁶⁹。

釧路村の人口は1955（昭和30）年に7,643人、1965（昭和40）年に6,584人と合併後の10年間は減少が続いたが、1966（昭和41）年にセチリ（雪裡）太地区に水面貯木場と木工団地が造成されて木工場が進出し、住宅団地が開発されると、釧路市のベッドタウンとして人口が流入し、1975（昭和50）年に9,817人、1976（昭和51）年に10,864人と1万人を突破した⁷⁰。この状況を受けて、釧路村は町制施行を目指すようになり、1980（昭和55）年4月に町制を施行し、釧路町となった⁷¹。この時の釧路町の人口は12,856人で、その後も増加の一途を辿ったが、平成に入って2000（平成12）年10月の22,478人をピークに減少に転じ、2024（令和6）年12月末時点の人口は18,380人となった⁷²。

⁶⁵ 釧路町史編集委員会（1990）460-465頁

⁶⁶ 釧路町史編集委員会（1990）465-470頁、487頁

⁶⁷ 釧路町史編集委員会（1990）520頁

⁶⁸ 釧路町史編集委員会（1990）919頁

⁶⁹ 釧路町史編集委員会（1990）484-487頁

⁷⁰ 釧路町史編集委員会（1990）521-523頁

⁷¹ 釧路町史編集委員会（1990）489-506頁

⁷² 釧路町（2023）『釧路町 町勢要覧 資料編』3頁

6. 「平成の大合併」と釧路町⁷³

1993（平成5）年6月の国会両院による「地方分権の推進に関する決議」を受けて、1995（平成7）年12月に地方分権推進法が制定され、地方分権改革の検討が本格化する中、国は「分権の受け皿」となる市町村の強化を図るため、市町村の自主的合併を推進する方針を打ち出した。国は合併特例法の改正のほか、1999（平成11）年8月に「市町村の合併の推進についての指針」を公表し、都道府県に対して市町村合併のパターンを示した「市町村の合併の推進についての要綱」の策定を求めた。

この要請を受けて、北海道は2000（平成12）年9月に「北海道市町村合併推進要綱」を策定し、93の合併パターンを公表した。釧路町関係では、（1）釧路市・釧路町、（2）釧路市・釧路町・鶴居村・阿寒町、（3）釧路市・釧路町・白糠町・音別町の3つのパターンが示され⁷⁴、2001（平成13）年10月には釧路支庁長の呼びかけで、釧路市・釧路町・白糠町・音別町の4市町の首長による意見交換会が行われた。一方、翌11月には釧路市・釧路町の合併協議会の設置を求める署名運動が行われ、選挙人名簿登録者数の1/50以上という必要数を大幅に上回る署名（釧路市：30,884人[19.9%]、釧路町：5,476人[31.8%]）を集めた。

この結果を受けて、2002（平成14）年4月に道内初の住民発議による法定合併協議会として、釧路市・釧路町合併協議会が設置された。同年5月に第1回が開催されたが、釧路町議会では合併協議会の設置を認めるにあたり、白糠町と音別町を含む4市町の枠組みでの合併協議会の設置を視野に入れることを求める付帯決議を行っていたことから、白糠町・音別町に合併協議会への参加を呼びかけることになった。さらに7月には阿寒町・鶴居村にも参加を呼びかけ、いずれからも参加の意向が示されたことから、釧路市・釧路町合併協議会と並立する形で、釧路地域6市町村合併協議会が設置され、同年10月に第1回が開催された。

ところが、その直後に行われた釧路町長選挙において、釧釧合併（釧路市・釧路町の合併）に慎重な姿勢をとっていた現職町長の菅原澄氏の対立候補で、合併の早期実現を掲げていた新人の倉井俊勝氏（前町議会副議長）を釧路市が組織的に支援したとして、綿貫健輔釧路市長と市幹部3名（助役、保健福祉部長、企画財政部参事）が、公職選挙法違反（公務員の地位利用、事前運動）で逮捕されるという異例の事態が発生した。

事件の背景には、釧路市と釧路町のセチリ太地区の市街地が連続・一体化し、釧路町に居住する釧路市職員が少なからずいる中で、釧釧合併の実現を目指す釧路市の幹部が、市職員の票を使って町長選の結果に影響を与えようとしたことがあったとされる⁷⁵。町長選は菅原氏が勝

⁷³ 釧路地域における「平成の大合併」を扱った先行研究としては岡田浩（2005）、中川訓範（2016）などが、雑誌記事では渡邊猛（2002）、庄司清彦（2004）などがある。また釧路市は、釧路市が参加した合併協議会のウェブページの公開を続けており（2025年7月現在）、合併協議の経緯・経過を知ることのできる貴重な資料となっている。

⁷⁴ 北海道（2000）74頁

利し（3選）、同年12月に実施された釧路市長選では伊東良孝氏が当選したが、釧路合併の機運は急速に萎み、釧路市・釧路町合併協議会は2003（平成15）年3月をもって廃止された。

一方、6市町村合併協議会は2002（平成14）年12月以降、合併協議を本格化させて、8つの小委員会を開いて協議を進め、2003（平成15）年9月の第6回協議会で、新市建設計画（素案）を取りまとめるに至った。各市町村はこの素案に基づき、合併協議の継続・離脱を12月中旬までに判断することとなった。釧路町では9月以降、町内23カ所で住民説明会を開き、11月に合併の是非を問う町民意見集約アンケートを実施した。アンケート結果の取り扱いについては、回収率50%以上かつ賛成・反対が60%以上の場合、「アンケート結果を最大限尊重する」としていたが、結果は回収率58.07%で、有効回答5,161のうち賛成1,647（31.91%）、反対3,501（67.84%）となった。この結果を受けて、菅野町長は12月に開催された第7回協議会で、正式に合併協議会からの離脱を表明し、釧路町は単独・自立の道を歩むことになった。

釧路町の離脱により、6市町村の枠組みは崩れ、6市町村合併協議会は2003（平成15）年3月末をもって廃止された。新たな枠組みを模索する中、鶴居村も合併協議に参加しない方針を固め、2004（平成16）年6月、釧路市・阿寒町・白糠町・音別町の4市町による釧路地域4市町合併協議会が設置され、合併協議が進められた。しかし2005（平成17）年1月に白糠町が合併の是非を問う住民投票を実施し、反対（55.5%）が賛成（44.5%）を上回ったのを受けて、合併協議からの離脱を表明した。釧路市・阿寒町・音別町の3市町は、合併特例法の特例措置が適用される2005年度内の合併申請を目指して、3市町の合併協議を継続し、2005年10月、3市町を廃止して新しい釧路市を設置する新設合併が実現した。

7. 小 括

ここまで、釧路町域を中心とした自治・行政区域の歴史的変遷を、前史としての江戸時代から「平成の大合併」に至るまで概観してきた。

明治期に近代的な地方制度が整備されるより遙か以前から、クスリと呼ばれた釧路地域にはアイヌが住み、和人が出入りし、人々の営みが連綿と続く中で、緩やかな発展を遂げてきた。難読で知られる釧路町の海岸部の地名の多くも、当時から存在していた。明治期に入り、近代的な地方制度が導入され、釧路地域にも自治・行政の区域が設定され、行政組織や施設の設置が進む一方で、人口が増加し、地域の発展が進んだ結果として、釧路町は釧路市から切り離され、釧路市とは別の自治体として独自の発展の道を歩むことになった。その後、何度か釧路市との合併論が浮上したが、最終的に合併に至ることなく、今に至るまで自立を保っている。

本稿は、釧路市と釧路町という同じ名前を持つ2つの自治体が隣り合う中で、釧路町を中心

⁷⁵ 釧路市役所でのヒアリング、自治タイムス（2002）

に据えて、自治・行政の区域がどのような歴史的変遷を辿ってきたかの概略を描くことで、釧路市との関係における釧路町の歴史的なアイデンティティを浮かび上がらせ、今後の地域づくりの手がかりになるような情報を含んだストーリーを描くことを狙いとしていた。

本稿で描いたのはあくまで、釧路町の区域の変遷や廃置分合などに焦点を当てて編集した歴史であり、釧路町で繰り広げられてきた人々の膨大な営みの歴史の一側面でしかない。とはいえ釧路町のような複雑な区域の変遷を経験した地域では、区域の変遷に絞った地域固有の歴史のストーリーは、地域のアイデンティティへの認識を深めながら、未来に向けた地域づくりを構想・実践する際に、アイデアを与える要素が少なからずあるのではないかと。

もっとも地域の歴史という固有価値は、固有価値を有する他の情報財と同様に、受け手側の享受能力の発達を要請するものでもある⁷⁶。地域の歴史をどう生かすかは、地域の住民や自治体職員らが地域の歴史に触れる機会を持ち、地域づくりにどう生かすかを考えながら、試行錯誤的に実践するプロセスが、大小問わず様々な場面で展開されることを通じて、少しずつ見えてくるものではないか。本稿がそうした細やかな営みを勇気づける一助となれば幸いである。

謝辞：

本稿は、北海学園大学地域連携推進機構の地域連携事業（2023～24年度、釧路町）の予算で、釧路町・釧路市を訪問して調査を行い、その成果をまとめたものである。2024年の現地調査では、釧路町総合政策課の職員によるアレンジと立ち合いの下、元・副町長の米岡忠志氏に草稿へのコメントを頂いた。また本地域連携事業を統轄する本学経済学部 の濱田武士教授からの叱咤激励がなければ、これをまとめることはできなかった。記して感謝申し上げたい。

【参考文献】

- 池上惇（1991）「固有価値の経済学—その生産と実現の条件、および結果に関する研究—」『経済論叢』148巻1・2・3号
- 岡田浩（2005）「自治体政策過程と住民：北海道釧路地域における市町村合併の事例の検討」『釧路公立大学地域研究』14号、63-85頁
- 川田侃・鶴見和子（1989）『内発的発展論』東大出版会
- 北構保男（1983）『一六四三年アイヌ社会探訪記—フリース船隊航海記録—』雄山閣
- 釧路市史編さん事務局編（1989）『釧路昔むかし』釧路新書
- 釧路市地域史研究会・釧路市地域史料室（2006）『釧路市統合年表』オンライン
- 釧路町（2023）『釧路町 町勢要覧「資料編」2023年（令和5年度）版』
- 釧路町史編纂委員会（1990）『釧路町史』ぎょうせい
- 佐々木慎祐（2012）「天明期における天明期奥蝦夷地における飛騨屋の場所経営—メ粕生産とクナシリ・メナシの戦いの検討を中心に—」『道歴研年報』13号、2012年

⁷⁶ 池上（1991）13頁

- 佐藤尚（1982）『釧路歴史散歩（上）』釧路新書
- 佐藤尚（1983）『釧路歴史散歩（下）』釧路新書
- 自治タイムス（2002）「釧路町長選介入事件で釧路市長を逮捕」『行政選挙情報』No.316
- 庄司清彦（2004）「自治が問われる市町村合併（21）ねじれた「釧路」合併の予想もしなかった結末
—なぜ住民請求は宙に浮いたのか 北海道釧路支庁管内市町村」『ガバナンス』41号, 90-93頁
- 関秀志, 他（2006）『新版 北海道の歴史 下 近代・現代編』北海道新聞社
- 高嶋弘志（2021）『古文書に見る近代の釧路地方』釧路叢書
- 中川訓範（2016）「北海道内における平成大合併時の住民発議と住民投票」『静岡大学経済研究』20
巻4号
- 長沼孝, 他（2011）『新版 北海道の歴史 上 古代・中世・近世編』北海道新聞社
- 函館市史編さん室（1990）『函館市史 通説編 第二巻』
- 北海道（2000）「みつめなおそう わたしたちのまち ～市町村の合併の検討及び推進の方向性につ
いて（北海道市町村合併推進要綱）」2000年9月決定
- 宮本憲一（1990）『環境経済学』岩波書店